

幼保連携型認定こども園  
移行方針

平成30年6月  
大 郷 町

## 認定こども園移行にあたって

この資料は、大郷幼稚園・保育園の認定こども園移行に関する基本方針をまとめたものです。

### はじめに

本町では、「大郷町総合計画」において幼児教育に関する基本方針を、「大郷町の乳幼児を保育する」という認識のもと、乳幼児期の発達課題を踏まえて、幼稚園と保育園が同一の「めざす幼児像」の実現を目指し、学ぶ土台づくりと心の豊かさを重視した個々の特性を生かす教育を行うため、幼・保教育の融合と教育環境や施設整備の充実を図るとともに、幼・小・中一貫教育を推進するとし、主要施策の中には、幼稚園・保育園の一元化を掲げているところです。また、この方針を受け策定した、「大郷町子ども・子育て支援事業計画」において、子ども・子育て支援に関する新制度の内容を踏まえ、認定こども園の開園を目指します。

本町の幼児教育・保育の現状は大郷幼稚園と大郷保育園それぞれが活動を行っており、合同行事により交流は図られているものの、計画に掲げる一元化には至ってはならず、今後も一元化に向けた具体的な事業を検討し、計画的に進めていく必要がありました。

また、政府の「一億総活躍社会」などにより、保護者の就労に対する意識が高くなり、保育ニーズは年々増加の傾向にあるため、大郷保育園は定員を常に超えた状態となり、乳幼児の新しい保育体制の検討が必要となっていました。

このような状況を踏まえ本町としては、民間による小規模保育事業施設の建設（平成30年4月開園）や大郷幼稚園の園舎増改築工事を行い3歳児からの受入れを可能にすることにより、町の実情にあった保育体制を整備し、今後の保育ニーズに対応していきたいと考えていました。しかし、本町の出生数は、平成27年度の64名以降、平成28年度が40名、平成29年は29名と極端な減少傾向となっており、保育ニーズの増加に反して利用者数の増加は見込めない状況となってきました。そこで、再度新しい保育体制を検討した結果、出生数が減少している中では、一定の子ども集団（人数）を確保しながら、行政コストを削減しつつ、幼児教育・保育の質を確保していくことが重要と判断し、大郷幼稚園・保育園の認定こども園への移行方針を決定し、移行の時期については、**平成32年4月**とします。

なお、子ども・子育て支援事業計画における基本理念は以下のとおりです。

【子ども・子育て支援事業計画（平成29年度中間見直し計画） 抜粋】

#### 第4章 子ども・子育て支援施策の展開

##### 4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

###### ① 認定こども園への移行に係る基本的考え方

本計画策定時は、教育・保育ニーズの傾向や地域の教育・保育の体制も合わせて検討した結果、認定こども園への移行は計画していませんでした。しかし、計画策定以降児童数は減少の傾向にあり、その状況の中では、一定の子ども集団を確保し、教育・保育を一体的に進めていく必要があります。

また、「大郷町総合計画」の中でも乳幼児教育の一元化を主要施策としており、教育・保育体制の検討が必要となっています。

これらのことを踏まえ検討した結果、本町としては、乳幼児の教育・保育ニーズへの対応と保育体制の充実を図るため、幼稚園・保育園の認定こども園への移行を進めることとし、平成32年4月の開園を目指します。

# 目 次

1. 運営に関する事	1
2. 保護者の負担に関する事	5
3. 子育て支援センターに関する事	5
4. 引継ぎに関する事	6
5. 施設整備に関する事	7
6. 運営法人の選定に関する事	7
7. 子ども・子育て会議及び保護者等への説明に関する事	8

## 1. 運営に関すること

### (1) 運営形態について

認定こども園は、民間事業者による運営とし、町としての教育・保育に係る方針や意見を反映できる手法により運営を行う。また、保育を基本とした乳幼児の一定集団を確保し、3歳から5歳児については、集団生活の中での幼児教育を取り入れ、幼児期の教育・保育の充実を図る。

以上のことから、移行する形態は、「**幼保連携型認定こども園**」とし、運営に対し継続的に町が関わりを持つこととする。なお、従来から行っている、在園児の延長保育事業並びに特例延長保育事業及び在園児以外の一時保育促進事業は引き続き行う。

### (2) 運営方針について

#### ①教育・保育計画

○大郷幼稚園及び保育園から継続して在園する園児については、在園途中に運営、職員が変わる影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、教育課程、指導計画との継続性に配慮したものとする。

○認定こども園における教育・保育内容は、国が定める「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「大郷幼稚園教育計画」、「大郷保育園保育計画」に基づき全体的な計画を検討、作成し実施する。

○地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、幼稚園・保育園が実践してきた取組みを継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努める。

#### ②支援を必要とする児童の受け入れについて

○支援を必要とする児童を受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施する。

○支援を必要とする児童の受け入れに必要な人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実に努める。

#### ③運営法人職員の研修等について

○更なる教育・保育の質の向上のため、宮城県等が開催する研修会に参加するとともに、職場内研修を定期的で開催する。

### (3) 移管対象施設について

①移管予定施設は、「大郷町乳幼児総合教育施設（すくすくゆめの郷）」とする。

#### ○施設概要

所在	敷地面積	延床面積	築年数	建物構造
大郷町粕川字新 30 番地	44,000 m <sup>2</sup>	1,868.32 m <sup>2</sup>	15 年	木造一部鉄骨

②施設に係る、土地、建物については、下記のとおりとする。

○土地・・・無償貸付

○建物・・・無償譲渡又は無償貸付

《参考》財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例 抜粋

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公用、公共用又は公益の用に供するため譲渡するとき

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができる。

(1) 公用、公共用又は公益の用に供するとき

### ③その他備品類

○町が提示するもののうち、運営法人が希望するものについては、無償譲渡する。

### ④その他検討事項

○施設開放は、大郷町乳幼児総合教育施設の開放に関する要綱の定めるところにより、園庭及び遊戯室の一般開放を行う。詳細は、運営法人、地域住民等と別途協議する。

○非常災害時に備えるため当該施設を指定避難所とする。なお、必要な事項は運営法人と別途協議する。

○土地の無償貸付の範囲は平面図（別添1）のとおりとする。なお、進入路及び防災調整池の維持は町が行う。

## （4）入園の条件について

①入園の条件については、別に定める町の基準により選定された者とする。

②募集に関して、支給認定区分ごとに利用定員を上回る場合は、他市町村からの広域入所は受け入れず、町内在住者を優先的に入園させる。

## （5）保育定員について

①保育定員及び学級数については、下記のとおりとする。

②学級編制については、宮城県条例で定める基準とし、使用する保育室は別添2のとおりとする。

○保育定員及び学級数について

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				23	30	30	83
2・3号	10	15	25	35	40	40	165
合計	10	15	25	58	70	70	248
学級数				2学級	3学級	3学級	

《参考》平成32年度の児童数及び支給認定児童数の推計（子ども・子育て支援事業計画参照）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	1号認定	2号認定	3号認定
児童数	32	31	32	42	63	56	64	97	67

※3号認定は、小規模保育19人を含む

## (6) 保育時間等について

- 開園日：月曜日～土曜日（日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）
- 開園時間：7時～18時（11時間）
- 特例延長：18時～19時
- 教育時間：1号、2号認定の共通時間（4時間程度）

《利用時間イメージ》

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
1号認定														
2号認定	標準時間													
	短時間													
3号認定	標準時間													
	短時間													

※教育時間イメージ

9	10	11	12	13
学級ごとの活動		給食	自由遊び	帰りの会

## (7) 保育体制について

- 園長は、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかにおいて5年以上園長または幹部職員として経験を有する者を専任で配置する。
- 保育教諭については、雇用が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とし、その人数等については、宮城県条例で定める配置基準※2以上とする。
- 上記のほか、栄養士1名を配置する。
- 子育てに関する保護者からの相談に対応する専任の者を別に設置する子育て支援センターに配置する。

※2 宮城県条例による職員配置基準（5）に適用した場合

区分	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
児童数	10	40	58	70	70	248
学級数			2学級	3学級	3学級	8学級
職員数	4	7	4	3	3	21

※延長保育従事者を除く

## (8) 給食の提供について

①給食はすべての園児に対し提供することとし、提供方法は下記のとおりとする。

○3歳から5歳児・・・給食センターで調理、搬入（委託契約）

○0歳から2歳児・・・自園調理

※学校給食センターへの業務委託に係る経費は、運営法人の負担とする。

※1号認定の給食費及び2号認定の主食費については、別に町が負担する。

②給食の内容は、下記のことについて配慮されたものとする。

○安全な食材を確保し、栄養士が作成する献立に基づき、主食を含み、麺類、おかず、おやつについて、季節感のあるものを適時、適温にて提供する。

○国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギーに配慮を行い、給食の提供に努める。

○食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努める。

## (9) 通園方法について

通園方法については、下記のとおりとする。

○1号認定及び2号認定・・・通園バスもしくは保護者の送迎

○3号認定・・・保護者の送迎

※通園バスの運行時間帯は、1号認定の園児の登園及び降園時間を基準とする。

※通園バスの運行形態や運行に係る経費の町負担額は別途協議する。

※現行の路線図及び時間は別添3のとおり。

## (10) 行事について

○行事については、移行前の幼稚園、保育園で行っていた行事を引き続き取り入れる。

○地域性や特色を活かした行事を計画し、実施する。

○宗教的な行事・行為は行わない。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者の理解を得たうえで実施する。

## (11) 連携施設等について

大郷小学校及びゆめの杜保育園との連携は継続して行う。

## (12) 教育・保育の質の評価及び公表について

①評価方法

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条に規定する教育・保育に関する評価等は、大郷幼稚園がこれまで実施してきた学校評議員制度に基づく評価方法を引き継いだ上で行うことを原則とする。

②公表方法

ホームページ等において公表する。

### **(13) 移行に関する意見聴取について**

認定こども園への移行について、保護者の意見を可能な限り反映させるとともに、園児への保育環境の変化を最小限に止める観点から、下記もしくは、三者協議会の設置により意見聴取を行うこととする。

- 大郷町子ども・子育て会議
- 利用児童の保護者が集まる機会（保護者会総会等）
- すくすくゆめの郷運営協議会

## **2. 保護者の負担に関すること**

### **(1) 保育料について**

認定こども園に係る保育料は、町が別に定める額とする。

### **(2) 延長保育事業並びに特例延長保育に係る保育料について**

延長保育料等は、町が別に定める額とする。

### **(3) 傷害保険料について**

独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度へ加入し、保護者の実費負担とする。

なお、保険料の徴収及び納入は運営法人が行う。

### **(4) 給食費について**

1号認定児童の給食費及び2号認定児童の主食費は町が負担する。

### **(5) その他実費徴収について**

- 制服や物品などについては、原則として移行前から使用されている制服や物品を使用することとし、二重の負担とならないように配慮する。
- 上乗せ徴収、実費徴収等の費用徴収については、保護者への事前周知等に努める。
- 一時預かりに係る保育料は、町が別に定める額とする。

## **3. 子育て支援センターに関すること**

### **(1) 運営について**

地域の子育て家庭に対する子育て支援として、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業としたうえで、子育て相談や親子の集いの場等を提供する。

### **(2) センターの休日及び開設時間について**

- 休日・・・こども園で定める休日
- 開設時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで



### **(3) センターの管理運営及び事業の実施について**

センターの管理運営及び事業の実施については、運営法人に業務委託する。

### **(4) 職員の配置について**

配置する職員については、「1. 運営に関すること」の(7)にある「○子育てに関する保護者からの相談に対応する専任の者」とし、配置する人数は2名とする。

## **4. 引継ぎに関すること**

### **(1) 引継ぎ方法について**

#### **①事務の引継ぎについて**

○必要な事務の引継ぎについては、引継ぎ書を作成し運営法人へ引継ぎを行う。

#### **②幼児教育及び保育事業について**

○幼稚園及び保育園において、それぞれの職員と合同で行う「共同保育」を実施する。

○運営法人は、共同保育実施にあたり必要な職員の派遣を行い、双方の職員協力のもと、幼児教育及び保育事業が、平成32年度以降の運営を視野に入れた内容となるよう検討し、実施する。

③その他、引継ぎに必要な事項は、運営法人と別途協議する。

### **(2) 期間について**

引継ぎの期間としては、平成31年4月から平成32年3月までとする。

### **(3) 引継ぎに係る費用負担について**

引継ぎに係る費用については、運営法人と別途協議する。

### **(4) 覚書の締結について**

共同保育等の移行に向けた取り組みを円滑に進めることを目的に、町と運営法人との間で覚書を締結する。

## 5. 施設整備に関すること

### (1) 施設の確認について

法人決定後、既存施設の設備で、移行後も引き続き保育が実施可能であるか施設の設備等について確認を行う。

### (2) 施設の改修について

上記により改修が必要であれば、優先順位をつけ改修を行うが、費用負担及び改修時期については別途協議する。

## 6. 運営法人の選定に関すること

### (1) 選定方法について

法人の選定は、町が設置する「認定こども園運営法人選定委員会」の審査に基づき行い、その内容を踏まえ、町長が運営法人を決定する。

審査は、書類審査及び法人面接を実施し、両者の総合的な評価により、合計点数が一定以上となり選定基準を満たした法人の中から、事業実施者として最も的確な法人を選定する。

### (2) 応募資格について

①応募日時点で、次のすべての条件を満たす者とする。

○学校法人もしくは社会福祉法人である者。

○認定こども園もしくは、幼稚園、保育園のいずれかを応募日時点で運営している者。

②本町の教育・保育行政を理解し、覚書に規定する条件等を遵守し、運営において積極的に協力できる者。

③大郷町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等に該当しない者。

### (3) その他町から法人へ付す事項について

○子ども・子育て会議等の関係会議委員への就任。

○幼稚園の臨時職員等の雇用の継続（希望者のみ）。

○認定こども園の認可に係る事務手続きの履行。

#### (4) 法人選定のスケジュールについて

期 日	内 容
平成 30 年 6 月 28 日 (木)	募集要項等公表
平成 30 年 7 月 9 日 (月)	募集要項説明会・現地確認
平成 30 年 7 月 20 日 (金)～8 月 3 日 (金)	応募書類受付
平成 30 年 8 月 17 日 (金)～8 月 31 日 (金)	選定委員会による選定
平成 30 年 9 月上旬	法人決定
平成 30 年 10 月～	施設改修の有無
平成 30 年 10 月～	各種協議

#### 7. 子ども・子育て会議及び保護者等への説明に関すること

○開催時期及び内容

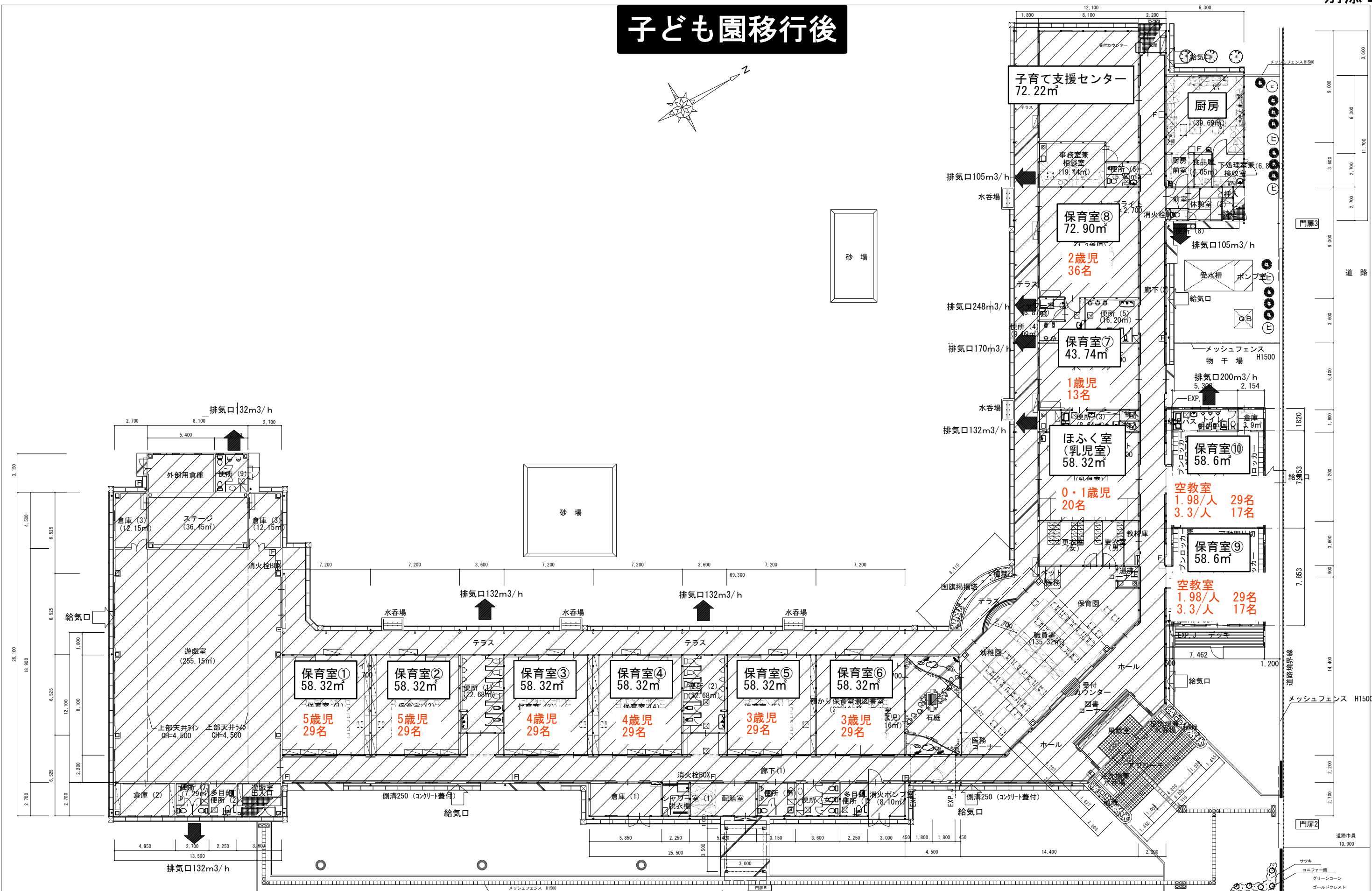
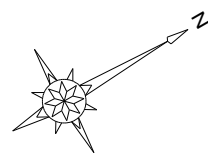
期 日	内 容
平成 30 年 2 月 (子・保)	認定こども園移行について
平成 30 年 5 月 (子)	認定こども園移行方針 (案)
平成 30 年 9 月 (子)	運営法人の決定
平成 30 年 10 月 (保)	平成 31 年度幼稚園・保育園運営方法
平成 31 年 1 月 (子)	平成 31 年度幼稚園・保育園運営内容
平成 31 年 2 月 (保)	平成 32 年度認定こども園運営方法

※ (子) : 子ども・子育て会議、(保) : 保護者等への説明

別添1 土地の無償貸付範囲平面図



# 子ども園移行後



特記	承認	調査	設計	工事名称	平成24年度 大郷保育園増築工事	設計年月日	図面 No.
				図面名称	平面図	Scale	A-07
						H24.12	
						1:200	

大郷町

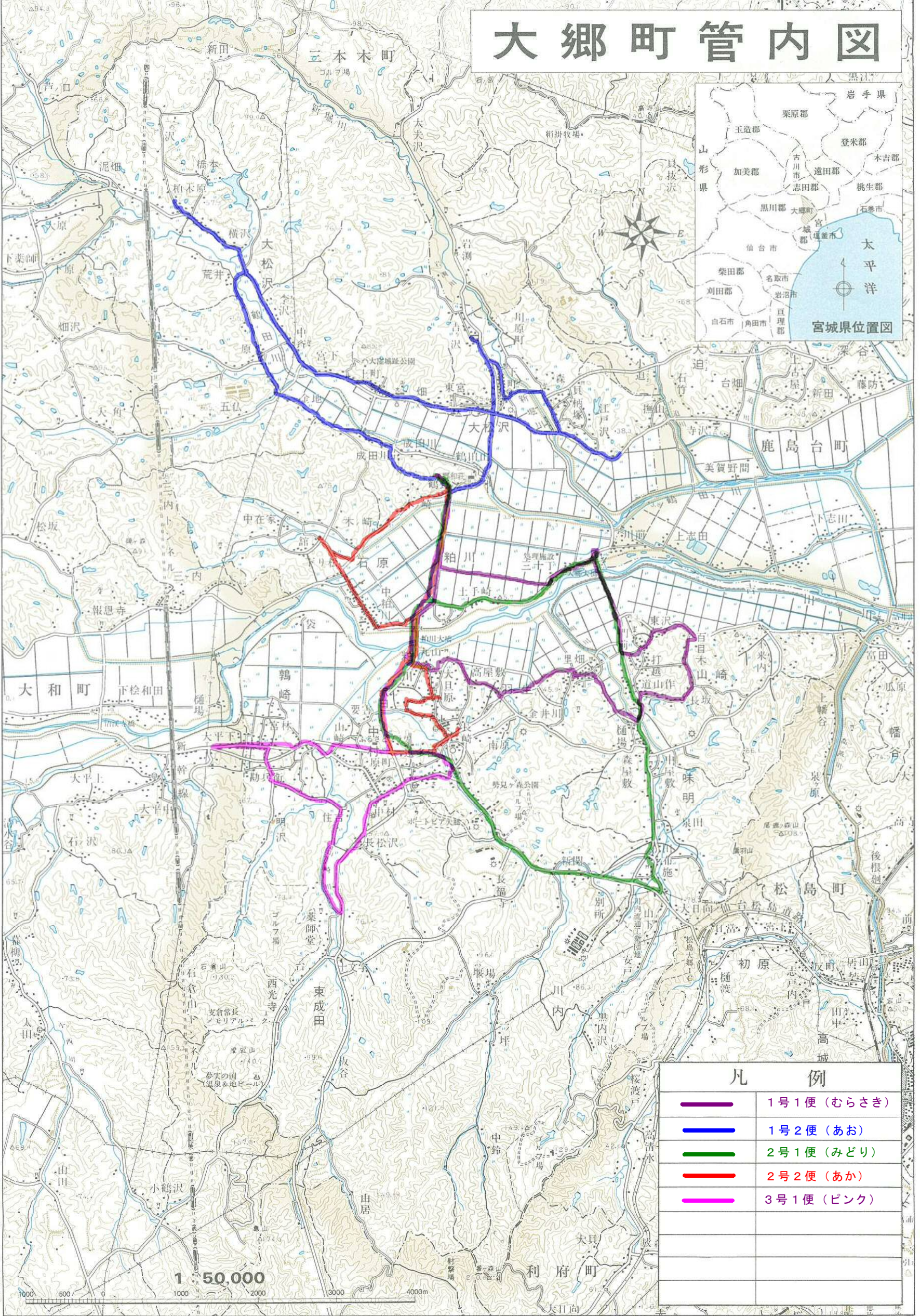
平成24年度 大郷保育園増築工事

平面図

H24.12

A-07

# 大郷町管内図



凡 例	
	1号1便 (むらさき)
	1号2便 (あお)
	2号1便 (みどり)
	2号2便 (あか)
	3号1便 (ピンク)

1:50,000

建設省国土地理院承継済 建設省国土地理院 平成12年12月1日現在 大郷町管内図

宮城県黒川郡大郷町